

決議第1号

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について

北名古屋市議会会議規則第14条第1項の規定により、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議を別紙のとおり提出する。

令和4年3月7日提出

提 出 者	北名古屋市議会議員	神 田 薫
	同 上	猶 木 義 郎
	同 上	渡 邊 麻 衣 子
賛 成 者	北名古屋市議会議員	浅 利 公 惠
	同 上	福 岡 康
	同 上	齊 藤 裕 美
	同 上	川 渕 康 宏
	同 上	阿 部 武 史

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

ロシアによるウクライナへの侵略は、明らかにウクライナの主権、一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章に反するものである。このような武力による一方的な現状変更への強行は、国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態であり、断じて認められない。

北名古屋市は、核兵器の廃絶と戦争のない社会を訴え「平和都市宣言」を掲げており、このような暴挙は決して許されるべきではなく、ここに北名古屋市議会は、ロシアのウクライナへの侵略を強く非難するものである。

ロシアに対し、即時にウクライナへの攻撃を停止し、部隊を無条件に撤収するとともに、国際法を遵守することを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月7日

北名古屋市議会